

平成23年11月14日
さいたま市
原発災害関連研究チーム
放射線量等測定検討部会

放射線量の高い箇所への対応方針

本市の一般環境における空間放射線量は、今までに実施してきた調査によれば、ほぼ通常の範囲内にあり、市民生活に支障のないものである。しかしながら、首都圏においても、周辺より空間放射線量が高い箇所の存在が報告されており、本市でも、雨どいの下など雨水の集まりやすい箇所において、局所的には周辺より高い空間放射線量が確認されているところである。

本対応方針は、このような状況を踏まえ、市民の安心を確保し、とりわけ、子供たちの健康に対する不安を解消するため、周辺より高い数値の空間放射線量が確認された際の放射線量の低減措置等に関する現時点における本市の基本的な考え方を示すものである。

なお、平成23年10月21日には、国から「当面の福島県外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」が示されている。

1 放射線量の低減措置等に関する考え方

国が示した「当面の福島県外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」では、地表から1mの高さの空間放射線量が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所が発見された場合は、文部科学省に連絡するとともに、可能な範囲で除染を行うこととしている。

本市では、従来から、年間1ミリシーベルトを一般環境での放射線対策を検討するための判断の目安としてきた。本対応方針では、空間放射線量の高い箇所が、面的な広がりをもつ場合と局所的な場合のそれぞれに対して判断の目安を示すとともに、放射線量の低減措置等の方法を定めることにより、市が管理する学校、公園その他公共施設における放射線対策に資するものとする。

(1) 放射線量の高い箇所が面的な広がりを有する場合の判断の目安

一般環境への影響を考慮して、従来どおり、年間1ミリシーベルト（毎時換算0.19マイクロシーベルト）を基本とし、大地からの自然放射線量（毎時0.04マイクロシーベルト）及びこの場合における空間放射線量の特性を勘案して、空間放射線量が地上1mの高さで毎時0.23マイクロシーベルトを超えることとする。

(2) 放射線量の高い箇所が局所的な場合の判断の目安

子供への影響に配慮し、従前から地上5cmで空間放射線量の測定を実施してきたこと及び空間放射線量の高い箇所が局所的な場合におけるその

特性を勘案し、空間放射線量が地上 5 cm の高さで毎時 1 マイクロシーベルト以上であることとする。

2 再測定について

市が管理する学校、公園その他公共施設において、空間放射線量が地上 1 m で概ね毎時 0. 2 3 マイクロシーベルトを超える箇所又は地上 5 cm で概ね毎時 1 マイクロシーベルト以上である箇所が報告されたときは、高い空間放射線量の原因となっている箇所の特定及び周辺環境への影響を把握するための測定（以下「再測定」という。）を実施するものとする。ただし、再測定は、人が容易に立入ることができない空間を対象としない。

例えば、道路側溝であれば側溝内部でなく蓋の上、人が立入れないほど密生した植込みであれば、その外側が再測定の測定箇所となる。

3 放射線量の低減措置等の検討

再測定の結果、空間放射線量が地上 1 m で毎時 0. 2 3 マイクロシーベルトを超える箇所又は地上 5 cm で毎時 1 マイクロシーベルト以上である箇所が確認されたときは、その範囲について立入制限又は放射線量の低減措置を講ずるものとする。ただし、その範囲が関係者以外の者が立入らない場所又は通常、人が立入らない場所にあるときは、この限りでない。

例えば、関係者以外の者が立入らない場所とは、市の管理地等であって、柵等により市民等の立入りが制限されている場所、人が立入らない場所とは、一部の河川敷、斜面林、草むら等、通常、人が立入ることが考えられない場所である。

4 放射線量の低減措置の方法

放射線量の低減措置を講ずることを決定したときは、高い空間放射線量の原因となっている箇所の状況に応じて、次に掲げる方法から適切なものを選定する。なお、低減措置が完了するまでの間は立入制限の措置を講ずるものとする。

- (1) 落葉等の堆積物が高い空間放射線量の原因である場合は、清掃とする。
- (2) コンクリート等の表面の付着物が高い空間放射線量の原因である場合は、洗浄とする。
- (3) 土壌が高い空間放射線量の原因である場合は、表土の除去とする。

5 その他

- (1) 本対応方針で判断の目安とした空間放射線量を下回る場所であっても、その場所の利用状況等から判断して必要があると認めるときは、当該場所に関して放射線量の低減措置等を講ずることを妨げるものではない。
- (2) 本対応方針に基づく放射線量の再測定及び低減措置の実施方法を「放射線量の高い箇所への対応マニュアル」として、別に定める。
- (3) 市が管理する学校、公園その他公共施設以外の民間施設等における放射線対策については、国が示した「当面の福島県外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」によるものとする。ただし、当該施設等の管理者が本対応方針に準じて放射線量の低減措置等を講ずることを妨げるものではない。

市民に対しては、簡易な放射線量の低減措置を講ずる際に参考とするための「生活空間の“ホットスポット”対応マニュアル」を別に定め、公表する。
- (4) 本対応方針は、国の動向、新たな知見等を踏まえ、適宜、見直すものとする。

<参考>

放射線量の低減措置等に係る国との比較

	放射線量の高い 箇所の区分	測定高さ	放射線量の判断目安
市の対応方針	面的	1 m	測定値が <u>0.23 μ Sv/h</u> 超
	局所的	<u>5 cm</u>	測定値が 1 μ Sv/h 以上
国の対応方針	—	1 m	測定値が <u>周辺より</u> 1 μ Sv/h 以上